

議案第29号

規2-(6)

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和7年1月9日提出

静岡市長 難波 喬 司

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、市長が、管理し、及び執行する教育に関する事務について定めるため、本条例の制定をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

2 制定改廃の趣旨・理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条には、教育委員会の職務権限が定められており、また、同法第22条には市長の職務権限が定められている。

しかしながら、同法第23条に基づき、条例の定めるところにより、教育に関する事務である図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関する事、スポーツに関する事並びに文化に関する事（文化財の保護に関する事を含む。）について、同法第21条及び第22条の規定にかかわらず、特例として、市長が管理し、及び執行することが可能となっている。

本市としては、上記の全ての事務について、市長が管理し、及び執行することで、教育的な枠を超えて他部署や民間企業等とも連携し、市長部局の広い視野の下で、幅広く多面的な施設の活用や経済政策、観光政策等を含めたまちづくり施策と一体的に事業を推進することを可能とするため、新たに条例を制定する。

また、本条例の制定に伴い、職務権限が教育委員会から市長に移行することに伴い、改正が必要な各条例を本条例の附則にて改正する。

3 制定改廃の概要

【本則】

（1）静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、市長が、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

①静岡市登呂博物館、静岡市芹沢銈介美術館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

②スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

③文化に関する事。

【附則】

（２）静岡市附属機関設置条例の一部改正

・「静岡市スポーツ推進審議会」、「静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会」及び「静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会」について、教育委員会の附属機関から市長の附属機関に規定し直す。（別表１関係）

（３）静岡市総合運動場条例の一部改正

①「教育委員会」を「市長」に改める。（第４条、第５条、第６条及び別表関係）

②「教育委員会規則」を「市規則」に改める。（第12条関係）

（４）静岡市体育館条例の一部改正

①「体育」を「スポーツ」に改める。（第１条関係）

②「教育委員会」を「市長」に改める。（第３条、第４条、第５条、第６条、第10条及び別表関係）

③「教育委員会等」を「市長等」に改める。（第６条、第７条、第11条、第12条及び第13条関係）

④「教育委員会規則」を「市規則」に改める。（第13条及び第22条関係）

（５）静岡市城北運動場条例の一部改正

①「体育」を「スポーツ」に改める。（第１条関係）

②「教育委員会」を「市長」に改める。（第３条、第４条及び第５条関係）

③「教育委員会規則」を「市規則」に改める。（第11条及び第20条関係）

（６）静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正

①「体育」を「スポーツ」に改める。（第１条関係）

②「教育委員会」を「市長」に改める。（第３条、第４条、第５条、第８条、第９条、第10条及び第11条関係）

③「教育委員会規則」を「市規則」に改める。（第11条及び第14条関係）

（７）静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正

①「教育委員会」を「市長」に改める。（第３条、第４条、第５条、第16条及び第17条関係）

②「教育委員会規則」を「市規則」に改める。（第18条関係）

（８）静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部改正

①「教育委員会」を「市長」に改める。（第２条、第３条、第４条、第15条及び第16条関係）

②「教育委員会規則」を「市規則」に改める。（第17条関係）

（９）静岡市スポーツ広場条例の一部改正

①「教育委員会」を「市長」に改める。（第３条、第４条、第５条、第６条及び第10条関係）

②「教育委員会等」を「市長等」に改める。（第６条、第７条、第11条及び第13条関係）

- ③「教育委員会規則」を「市規則」に改める。(第21条関係)

(10) 静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部改正

- ①「教育委員会」を「市長」に改める。(第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第9条及び第10条関係)
- ②「教育委員会規則」を「市規則」に改める。(第9条及び第13条関係)

(11) 静岡市キャンプ場条例の一部改正

- ①「体育の向上」を「スポーツの振興」に改める。(第1条関係)
- ②「教育委員会」を「市長」に改める。(第3条、第4条、第5条、第8条、第9条、第11条及び第14条関係)
- ③「教育委員会規則」を「市規則」に改める。(第11条及び第15条関係)

(12) 静岡市清水庵原球場条例の一部改正

- ①「教育委員会」を「市長」に改める。(第4条、第5条及び第6条関係)
- ②「教育委員会規則」を「市規則」に改める。(第21条関係)

(13) 静岡市蒲原プール条例の一部改正

- ①「教育委員会」を「市長」に改める。(第2条、第3条、第4条、第5条及び第7条関係)
- ②「教育委員会規則」を「市規則」に改める。(第7条及び第9条関係)

(14) 静岡市博物館条例の一部改正

- ①「教育委員会」を「市長」に改める。(第3条、第4条、第5条、第8条、第9条、第11条及び第14条関係)
- ②「教育委員会規則」を「市規則」に改める。(第15条関係)

(15) 静岡市自然の家条例の一部改正

- ①「教育委員会」を「市長」に改める。(第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条及び第18条関係)
- ②「教育委員会規則」を「市規則」に改める。(第9条、第11条及び第23条関係)
- ③「教育委員会事務局」を「環境局環境共生課」に改める。(第22条関係)

(16) 静岡市文化財保護条例の一部改正

- ①「教育委員会」を「市長」に改める。(第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第35条、第36条、第38条、第39条、第41条、第42条、第43条、第45条及び第47条関係)
- ②「教育委員会規則」を「市規則」に改める。(第6条及び第49条関係)

③「静岡市に」の次に「、法第190条第2項の規定に基づき」を加える。(第44条関係)

④「答申」を「建議」に改める。(第45条関係)

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・その他関係条例

NO.	条例名称	改正方法
1	静岡市附属機関設置条例	附則
2	静岡市総合運動場条例	附則
3	静岡市体育館条例	附則
4	静岡市城北運動場条例	附則
5	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例	附則
6	静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例	附則
7	静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例	附則
8	静岡市スポーツ広場条例	附則
9	静岡市清水駅東口クライミング場条例	附則
10	静岡市キャンプ場条例	附則
11	静岡市清水庵原球場条例	附則
12	静岡市蒲原プール条例	附則
13	静岡市博物館条例	附則
14	静岡市自然の家条例	附則
15	静岡市文化財保護条例	附則
16	静岡市事務分掌条例	単独

6 法的に検討した事項

・関連条例等の改正について、個別に条例改正をするのか、一括で条例改正ができるのかについて検討の結果、職務権限の移行により当然に変更されるものについて、附則にて一括で改正することとした。

- ・処分、申請等については、年度をまたぐ可能性が考えられるため、経過措置を設けた。

- ・附属機関等についても、年度をまたぐものについては、条例ごと経過措置を設けた。

7 その他特記事項

- (1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第2項の規定により「特例に関する条例」の制定にあたっては、令和7年2月3日（月）に開催予定の議会運営委員会にて教育委員会への意見聴取の実施を諮り、令和7年2月4日（火）開催予定の教育委員会定例会において、教育委員会の意見を聴く予定である。（※議事課確認済み）
- (2) その他関連規則の改正について、資料が作成でき次第、臨時の教育委員会定例会にて審議後、改正の予定（令和7年4月1日施行）

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定める。

令和7年〇〇月〇〇日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、市長が、次に掲げる事務を管理し、及び執行することとする。

- （1）博物館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- （2）スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- （3）文化に関する事。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する静岡市教育委員会（その補助機関である職員を含む。以下この項において同じ。）が行った許可、認可等の処分その他の行為又は現に静岡市教育委員会に対して行っている許可、認可等の申請その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、市長の行った許可、認可等の処分その他の行為又は市長に対して行った許可、認可等の申請その他の行為とみなす。

（静岡市附属機関設置条例の一部改正）

- 3 静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改める。

別表1の1市長の表中

「

静岡市 歴史博物館 資料収集 審議委員会	静岡市歴史博物館において収集する資料について審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
-------------------------------	-------------------------------	------	-----------	----	--------------

を

」

「

静岡市 歴史博物館 資料収集 審議委員会	静岡市歴史博物館において収集する資料について審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市 史跡小島陣屋 跡整備委員会	史跡小島陣屋跡の整備及び活用について審議すること。	7人以内	1 学識経験を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者
静岡市 史跡片山廃寺 跡整備委員会	史跡片山廃寺跡の整備及び活用について審議すること。	7人以内	1 学識経験を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者

に、

」

「

静岡市 サッカー スタジアム を活か したま ちづく り検討 委員会	1 市のまちづくりに資 するサッカースタジア ムについて調査審議す ること。 2 サッカースタジアム を活かした周辺のまち づくりについて調査審 議すること。	15人以内	1 ス ポ ー ツ 施 設 に 関 し 優 れ た 識 見 を 有 す る 者 2 サ ッ カ ー 関 係 団 体 を 代 表 す る 者 3 経 済 団 体 を 代 表 す る 者 4 市 民	2年	委員の互選 により定め る者
---	--	-------	--	----	----------------------

を

」

「

静岡市	1 市のまちづくりに資	15人以内	1 ス	2年	委員の互選
-----	-------------	-------	-----	----	-------

サッカースタジアムを活かしたまちづくり検討委員会	するサッカースタジアムについて調査審議すること。 2 サッカースタジアムを活かした周辺のまちづくりについて調査審議すること。		スポーツ施設に優れた識見を有する者 2 サッカー関係団体を代表する者 3 経済団体を代表する者 4 市民		により定める者
静岡市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づくスポーツの推進に関する重要事項の調査審議をし、又は市長	15人以内	1 学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者

に

	に意見を述べること。		2 関 係 行 政 機 関 の 職員		
			3 ス ポ ー ツ 団 体 の 代 表 者		
			4 市 民		

」

改める。

別表 1 の 2 教育委員会の表中

「

静 岡 市 食 教 育 推 進 委 員 会	市立の小学校及び中学校 の食教育の基本となる計 画の策定及び食教育の推 進を図るための事業につ いて調査審議すること。	8 人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る 者 2 市 立 の 小 学 校 及 び 中 学 校 の 児 童 及	2 年	教育長
--------------------------------	---	-------	---	-----	-----

			び 生 徒 の 保 護 者 3 教 育長 4 市 立 の 小 学 校 及 び 中 学 校 の 校 長 5 市 職員			
静 岡 市 ス ポ ー ツ 推 進 審議会	スポーツ基本法（平成23 年法律第78号）第31条の 規定に基づくスポーツの 推進に関する重要事項の 調査審議をし、又は教育 委員会に意見を述べるこ と。	15人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る者 2 関 係 行 政 機 関 の 職員 3 ス ポ ー ツ 団 体の	2年	委員の互選 により定め る者	を

			代 表 者 4 市 民		
静 岡 市 史 跡 小 島 陣 屋 跡 整 備 委員会	史跡小島陣屋跡の整備及 び活用について審議する こと。	7人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る者 2 市 民	2年	委員の互選 により定め る者
静 岡 市 史 跡 片 山 廃 寺 跡 整 備 委員会	史跡片山廃寺跡の整備及 び活用について審議する こと。	7人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る者 2 市 民	2年	委員の互選 により定め る者

」

「

静 岡 市 食 教 育 推 進 委 員会	市立の小学校及び中学校 の食教育の基本となる 計画の策定及び食教 育の推進を図るための 事業について調査審議 すること。	8人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る者 2 市 立 の 小 学 校 及 び中	2年	教育長
-------------------------------	---	------	--	----	-----

			学 校 の 児 童 及 び 生 徒 の 保 護 者		に
			3 教 育長		
			4 市 立 の 小 学 校 及 び 中 学 校 の 校 長		
			5 市 職 員		

改める。

(静岡市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に静岡市附属機関設置条例（以下この項において「附属機関条例」という。）別表１の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された同表の規定による改正前の静岡市附属機関設置条例別表１に規定する静岡市スポーツ推進審議会、静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会又は静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会（以下この項において「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、附属機関条例別表１の規定により、市長から同表の規定による改正後の静岡市附属機関設置条例（以下この項において「新附属機関条例」という。）別表１に規定する静岡市スポーツ推進審議会、静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会又は静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、

新附属機関条例別表 1 の規定にかかわらず、施行日における附属機関条例別表 1 の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(静岡市総合運動場条例の一部改正)

- 5 静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条第 2 項第 1 号及び第 3 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第 1 号及び第22条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

別表第 1 の 9 その他の附帯設備の利用料金の限度額の表備考 1 及び別表第 2 の 7 その他の附帯設備の利用料金の限度額の表備考 1 中「教育委員会」を「市長」に改める。

(静岡市体育館条例の一部改正)

- 6 静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「体育」を「スポーツ」に改める。

第 3 条第 3 号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第 4 条第 2 項並びに第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 6 条第 1 項中「教育委員会等」を「市長等」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 2 項中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第 7 条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第10条第 2 号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条及び第12条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「教育委員会等」を「市長等」に改め、同条第 1 号中「教育委員会規則」を「市規則」に改め、同条第 3 号中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

別表第 2 の 2 静岡市中央体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考 1、別表第 3 の 2 静岡市南部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考 1、別表第 4 の 2 静岡市長田体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考 1、別表第 5 の 2 静岡市東部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考 1 及び別表第 6 の 2 静岡市北部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考 1 中「教育委員会」を「市長」に改める。

(静岡市城北運動場条例の一部改正)

- 7 静岡市城北運動場条例（平成15年静岡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第1条中「体育」を「スポーツ」に改める。

第3条第3号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条第1項ただし書及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1号及び第20条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

（静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正）

- 8 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第1条中「体育」を「スポーツ」に改める。

第3条ただし書中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第8条第2号、第9条及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「市規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

（静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正）

- 9 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（平成15年静岡市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条ただし書、第16条第4号及び第17条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

（静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部改正）

- 10 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（平成15年静岡市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条ただし書、第4条ただし書及び第3号、第15条第4号並びに第16条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

（静岡市スポーツ広場条例の一部改正）

- 11 静岡市スポーツ広場条例（平成15年静岡市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書及び第5条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会等」を「市長等」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第7条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第10条第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条及び第13条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

(静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部改正)

- 12 静岡市清水駅東口クライミング場条例(平成15年静岡市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条ただし書及び第2号、第4条、第5条並びに第8条第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「市規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

(静岡市キャンプ場条例の一部改正)

- 13 静岡市キャンプ場条例(平成15年静岡市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第1条中「体育の向上」を「スポーツの振興」に改める。

第3条第2項中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第8条第2号及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「市規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

(静岡市清水庵原球場条例の一部改正)

- 14 静岡市清水庵原球場条例(平成17年静岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条ただし書及び第6条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

(静岡市蒲原プール条例の一部改正)

- 15 静岡市蒲原プール条例（平成17年静岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条から第5条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「市規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

(静岡市博物館条例の一部改正)

- 16 静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第6号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条ただし書、第8条第1項、第9条、第11条第3項及び第4項並びに第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

(静岡市博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 この条例の施行の際現に静岡市博物館条例（以下この項において「博物館条例」という。）

第11条の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市博物館条例第11条に規定する静岡市立登呂博物館協議会又は静岡市立芹沢銈介美術館協議会（以下この項において「旧博物館協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、博物館条例第11条の規定により、市長から前項の規定による改正後の静岡市博物館条例（以下この項において「新博物館条例」という。）第11条に規定する静岡市立登呂博物館協議会又は静岡市立芹沢銈介美術館協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新博物館条例第11条の規定にかかわらず、施行日における博物館条例第11条の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された旧博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(静岡市自然の家条例の一部改正)

- 18 静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条ただし書、第7条ただし書及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「市規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「市規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条中「教育委員会事務局」を「環境局環境共生課」に改める。

第23条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

(静岡市自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 この条例の施行の際現に静岡市自然の家条例（以下この項において「自然の家条例」という。）第18条の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市自然の家条例第17条に規定する静岡市自然の家運営協議会（以下この項において「旧自然の家運営協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、自然の家条例第18条の規定により、市長から前項の規定による改正後の静岡市自然の家条例（以下この項において「新自然の家条例」という。）第17条に規定する静岡市自然の家運営協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新自然の家条例第19条の規定にかかわらず、施行日における自然の家条例第18条の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された旧自然の家運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(静岡市文化財保護条例の一部改正)

- 20 静岡市文化財保護条例（平成15年静岡市条例第281号）の一部を次のように改正する。

第3条中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項から第4項まで及び第6項並びに第5条第1項、第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則」を「市規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条及び第10条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」

に改める。

第12条、第13条、第14条第1項、第2項及び第4項、第16条、第17条第1項並びに第18条第1項から第5項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条第1項、第2項、第4項及び第6項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第7項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条、第21条第1項、第22条第1項、第23条、第24条第1項及び第4項、第25条第1項、第4項及び第7項、第26条、第28条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第35条、第36条並びに第38条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第39条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第41条第1項、第42条及び第43条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第44条中「静岡市に」の次に「、法第190条第2項の規定に基づき」を加える。

第45条中「教育委員会」を「市長」に、「答申」を「建議」に改める。

第47条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第49条中「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

(静岡市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 この条例の施行の際現に静岡市文化財保護条例（以下この項において「文化財保護条例」という。）第47条の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市文化財保護条例第44条に規定する静岡市文化財保護審議会（以下この項において「旧文化財保護審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、文化財保護条例第47条の規定により、市長から前項の規定による改正後の静岡市文化財保護条例（以下この項において「新文化財保護条例」という。）第44条に規定する静岡市文化財保護審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新文化財保護条例第48条の規定にかかわらず、施行日における文化財保護条例第47条の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された旧文化財保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- 四 学齢生徒および学齢児童の修学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- 六 教科書その他の教材の取り扱いに関する事
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

(長の職務権限)

第二十二條 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三條 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九條 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第30号

規2-(6)

静岡市子育て支援・教育振興基金条例の制定について

静岡市子育て支援・教育振興基金条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年1月9日提出

静岡市長 難波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 次世代を担うこどもを育成するために行う子育て支援及び教育に資するための事業に要する経費の財源に充てるため、本条例の制定をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（子ども未来局子ども未来課・教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市子育て支援・教育振興基金条例

2 制定改廃の趣旨・理由

「未来のあんしんに向けた取組（総合政策局・保健福祉長寿局）」における3つの取組の1つである「寄附による子育て・教育への支援」を実施し、以下の目的に資するための事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置する条例を制定する。

- ① 本人の意思または遺志を子育て支援・教育振興へ活用するため。
- ② 子どもたちの未来を応援するなど企業等の地域貢献による寄附金を、子育て支援・教育振興へ活用するため。

【活用事例】

- ・経済的に困難を抱える子育て世帯を対象とした支援（子育て世帯への負担軽減）
- ・子育ての負担・不安を軽減する取組（病児病後児（医療機関との連携）・保健師の訪問）
- ・教職員の働き方改革（デジタル機器の導入・地域人材の報償費）
- ・困難を抱える子どもを支援する取組（気になる子支援・外国にルーツをもつ子への日本語学習支援）
- ・子どもの安心・安全のための事業（登園管理システム導入支援・見守り支援）
- ・多様な学びを推進するための事業（サポートルームによる学習支援・デジタルコンテンツ導入経費）

3 制定改廃の概要

- （1） 基金の設置について規定した（第1条関係）。
- （2） 基金の積立てについて規定した（第2条関係）
- （3） 基金の管理について規定した（第3条関係）
- （4） 基金の運用益金の処理について規定した（第4条関係）
- （5） 基金の繰替運用について規定した（第5条関係）
- （6） 基金の処分及び委任について規定した（第6条関係）

4 施行期日

公布の日

5 関係法令、条例等

- (1) 地方自治法第241条
- (2) 静岡市会計規則第137条、第138条

6 法的に検討した事項

特になし

7 その他特記事項

- (1) 令和7年2月補正
- (2) 令和6年11月のCGCグループからの寄附金は児童福祉総務費寄附金にて歳入済
- (3) 令和6年12月の匿名の方からの寄附金は児童福祉総務費寄附金にて歳入済

【記載上の注意事項】

- 1 局、課の政策法務主任者と調整の上、正確に、かつ、わかりやすく記載する。
- 2 なるべく詳細に記載し、必要に応じて参考資料を添付する。

議案第 号

静岡市子育て支援・教育振興基金条例の制定について

静岡市子育て支援・教育振興基金条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市子育て支援・教育振興基金条例

(設置)

第1条 子育て支援及び教育振興に資するための事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、静岡市子育て支援・教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業のための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予

算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

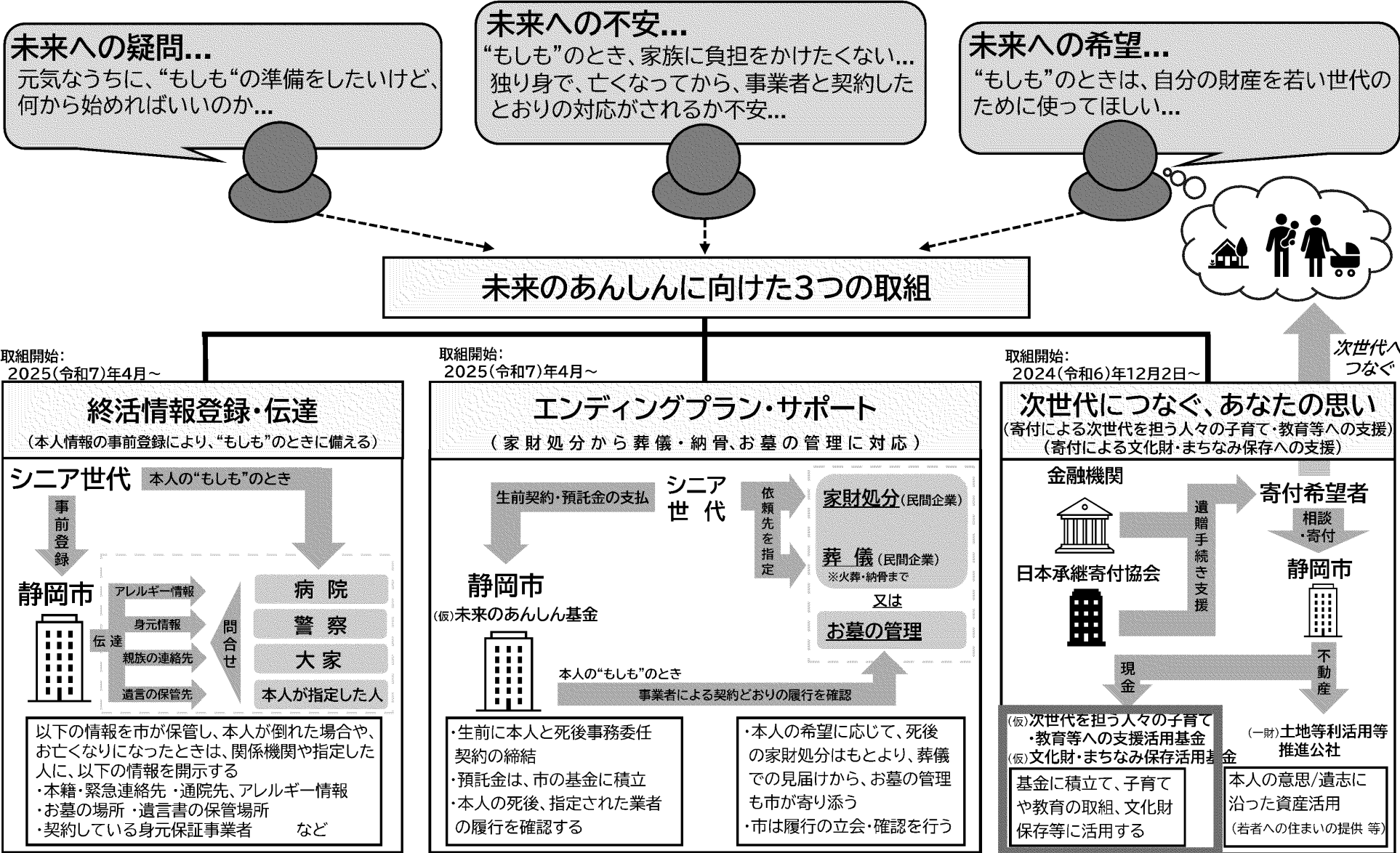
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

子育て支援・教育振興基金

参考資料

未来のあんしんに向けた取組 ～終活を通じて、誰もが安心して過ごせるまちへ～（案） 【参考資料】



【意義】(シニア世代の“不安”を支える)
・事故や病気で意思疎通ができなくなった場合でも、登録された情報をもとに、本人の意思を伝えられる。
・自らが亡くなったときに向け、遺言書の場所など、通常自治体が把握していない情報も、事前に登録できる。

【意義】(シニア世代の“最期”を支える)
・市、本人及び家財処分・葬儀実施者の三者で死後事務委任契約を結び、本人の死後、実施者は契約通りの履行を行い、市はその履行を見届けるため、本人は、安心して最期を迎えることができる。
・市の基金に積み立てるため、実施者の倒産や持ち逃げによる契約金回収不能に陥ることがなくなる。

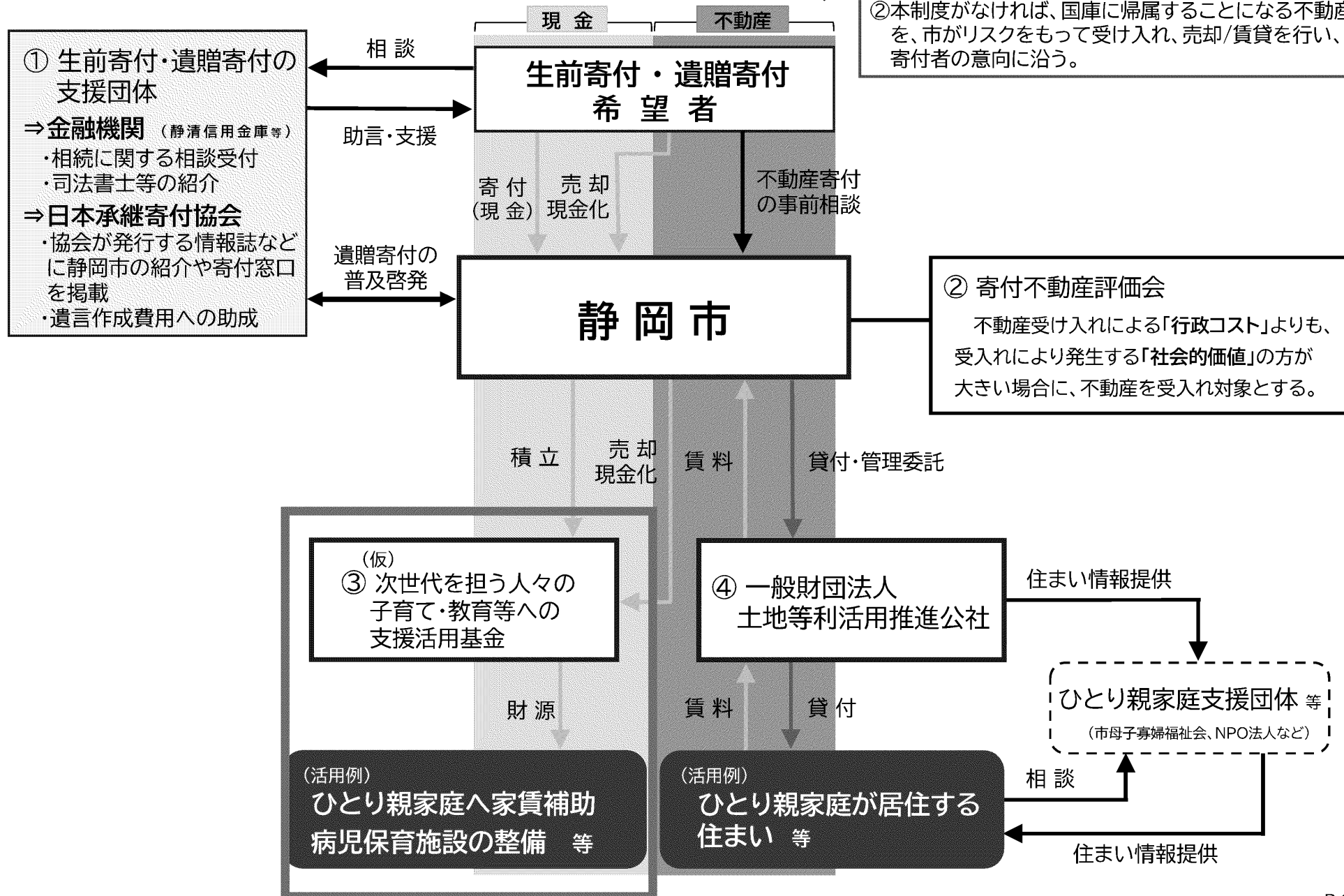
【意義】(次の世代に向けた“思い”を支える)
・本人の意思/遺志を、子育てや文化財保護などの次の世代に引き継ぐために活用できる。
・現金だけでなく、不動産も寄付対象とすることで、子育て世帯や若者向けの住まいに有効活用できる。

次世代につなぐ、あなたの思い(案)

～寄付による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援～

ポイント

- ① 本人の意思/遺志に沿った資産活用
- ② 本制度がなければ、国庫に帰属することになる不動産を、市がリスクをもって受け入れ、売却/賃貸を行い、寄付者の意向に沿う。



静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和7年1月9日提出

静岡市長 難波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市職員定数条例中、教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数の改正を行うにあたり、意見聴取をしようとするものである。

議案第 号

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）市長の事務部局の職員 4,125人

第2条第5号を次のように改める。

（5）教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,386人

第2条第9号を次のように改める。

（9）企業職員 325人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市職員定数条例 平成15年4月1日 条例第26号 （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） （略） （2） 市長の事務部局の職員 <u>4,113人</u> （3） ・ （4） （略） （5） 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>3,429人</u> （6） ～ （8） （略） （9） 企業職員 <u>330人</u>	○静岡市職員定数条例 平成15年4月1日 条例第26号 （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） （略） （2） 市長の事務部局の職員 <u>4,125人</u> （3） ・ （4） （略） （5） 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>3,386人</u> （6） ～ （8） （略） （9） 企業職員 <u>325人</u>

静岡市教育委員会職員定数の改正について

	R6 条例定数 ①	R7 職員増減員			R7 条例定数 (①+④)
		増員 ②	減員 ③	増減の計④ (②+③)	
職員	403	1 ・ 学校給食費の公会計化対応	▲26 ・ 業務移管による局間調整 ・ 労務職員（調理員・用務員）の退職 等	▲25	378
教職員	3,014	6 ・ 外国人児童生徒や通級指導教室に通う児童 生徒数の増に伴う教員数の増	▲24 ・ 児童生徒数減少に伴う通常学級数減少に伴う減 ・ 通級・初任研の基礎定数化に伴う加配の減 等	▲18	2,996
併任者*1	12	—	—	—	12
計	3,429	7	▲50	▲43	3,386

*1 他局に配属されている指導主事は、任命権者である教育委員会の職員として計上

給与制度のアップデートに係る対応について

【改定内容】

○高等学校教職員の給与

○小中学校教職員の給与

・給料表

早期昇格時等の給与を改善するため、上位級の初号額の引き上げ

・給料月額の特例

給料月額に係る特例率を廃止（高等学校教職員1.0%、小中学校教職員1.89%）

・地域手当

小中の職員を含めて8%に引き上げ

※段階的に実施し、令和7年度は7%へ引き上げ

・扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る扶養手当を13,000円に引き上げ

※段階的に実施し、令和7年度は子を11,500円に引き上げ、配偶者を3,000円に引き下げ

・通勤手当及び単身赴任手当

通勤手当の支給限度額の引き上げ、新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給要件を拡大

・管理職員特別勤務手当

平日深夜にかかる手当の支給対象時間帯を「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大する。

・勤勉手当

特定任期付職員の特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給

・再任用職員に係る手当

住居手当、へき地手当、へき地に準ずる手当を支給

【給料表の改正等を行う当局所管の条例】

○静岡市教育職員の給与に関する条例

○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例

【総務局所管の条例】

以下の改正については、総務局所管条例の一部改正により対応。

○地域手当、扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当

静岡市職員の給与に関する条例

○会計年度任用職員の給料表

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

※会計年度任用職員の給料表は各職種の給料表の1級の1～70号給が使用されているため、高校の給料表を改定したことに伴い、会計年度任用職員の「高等学校等教育職給料表」部分が同じく改定になる。

○特定任期付職員の勤勉手当

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

【組合交渉】

上記【改定内容】により1月15日（水）を期限に職員団体と最終交渉

【施行期日】

令和7年4月1日施行

1. 給与制度のアップデート

	改定の内容																								
改定の内容																									
1 給料表 ※給与体系の見直し	静岡市人事委員会勧告に基づき、高等学校等給料表を改定するとともに、給料表の月額に上乘せして支給していた特例(高校1.0%、小中1.89%)を廃止する。 また、早期昇格時等の給与を改善するため、主査級から参与級についての初号の額を引き上げる。 【例】 ≪小中学校の教諭(2級41号)から主幹教諭(特2級)への昇格≫ 現 行: 2級41号→特2級5号 305,400円 改正後: 2級41号→特2級1号 319,700円																								
2 諸手当 (1)地域手当	国の見直しに準じ、地域手当の支給割合を8%とする。 ただし、国における見直しの段階実施を踏まえ、令和7年度の支給割合は7%とする。 <table><tr><td></td><td>現行</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>高等学校職員</td><td>6%</td><td>7%</td></tr><tr><td>小中学校職員</td><td>3.7%</td><td>7%</td></tr></table>		現行	令和7年度	高等学校職員	6%	7%	小中学校職員	3.7%	7%															
	現行	令和7年度																							
高等学校職員	6%	7%																							
小中学校職員	3.7%	7%																							
(2)扶養手当	国の見直しに準じ、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る扶養手当を13,000円に引き上げる。 ただし、国と同様に、令和7年度から令和8年度にかけて段階的に実施する。 <table><tr><td></td><td>現行</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr><tr><td>配偶者</td><td>6,500円</td><td>3,000円</td><td>廃止</td></tr><tr><td>子(1人当たり)</td><td>10,000円</td><td>11,500円</td><td>13,000円</td></tr></table>		現行	令和7年度	令和8年度	配偶者	6,500円	3,000円	廃止	子(1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円												
	現行	令和7年度	令和8年度																						
配偶者	6,500円	3,000円	廃止																						
子(1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円																						
(3)通勤手当及び 単身赴任手当	ア 通勤手当の支給限度額の引き上げ 1か月あたり55,000円から150,000円に引き上げることとし、この支給限度額の範囲内で、新幹線等を利用する場合の特別料金等の額についても全額支給することとする。 イ 新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給要件の拡大 現行の「勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転」に加えて、採用時からの支給を可能とする。																								
(4)管理職員特別 勤務手当	国の見直しに準じ、平日深夜にかかる手当の支給対象時間帯を「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大する。																								
(5)勤勉手当 ※特定任期付職員 のボーナス制度	特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することとする。 【現行】 <table><tr><td>区分</td><td>6月</td><td>12月</td><td>合計</td></tr><tr><td>期末手当</td><td>1.700</td><td>1.750</td><td>3.450</td></tr></table> ※特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給する。 【改正後】 <table><tr><td>区分</td><td>6月</td><td>12月</td><td>合計</td></tr><tr><td>期末手当</td><td>0.950</td><td>0.950</td><td>1.900</td></tr><tr><td>勤勉手当</td><td>0.775</td><td>0.775</td><td>1.550</td></tr><tr><td>合計</td><td>1.725</td><td>1.725</td><td>3.450</td></tr></table> ※一般職員と同様に、勤務成績に応じてより高い水準の勤勉手当の支給を可能とする。	区分	6月	12月	合計	期末手当	1.700	1.750	3.450	区分	6月	12月	合計	期末手当	0.950	0.950	1.900	勤勉手当	0.775	0.775	1.550	合計	1.725	1.725	3.450
区分	6月	12月	合計																						
期末手当	1.700	1.750	3.450																						
区分	6月	12月	合計																						
期末手当	0.950	0.950	1.900																						
勤勉手当	0.775	0.775	1.550																						
合計	1.725	1.725	3.450																						
(6)住居手当 ※再任用職員の給与	再任用職員を、住居手当の支給対象とする。																								
施行日等	令和7年4月1日施行																								

令和 6 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和 6 年 9 月 24 日

静岡市人事委員会

《本年の給与勧告のポイント》

○月例給、期末手当・勤勉手当（ボーナス）ともに引上げ

- 月例給は、職員給与が民間給与を 10,110 円（2.69%）下回っているため、引上げ改定
- 期末・勤勉手当（ボーナス）を 0.10 月分引上げ
- 平均年間給与は 20 万 8 千円（3.36%）の増額

○給与制度のアップデートの実施（令和 7 年 4 月 1 日実施）

- 時代の要請に即した給与制度に転換するため、国の見直し内容を基本に見直し

1 職員給与と民間給与の比較

- （１）月例給 職員と民間従業員の 4 月分支給額を調査し、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士で比較する（ラスパイレス方式）。

民間給与	職員給与 ※	較 差
385,403 円	375,293 円	10,110 円（2.69%）

※行政職給料表適用者（消防職員、新規採用者を除く。）平均年齢 40.9 歳、平均勤続年数 18.7 年

- （２）特別給（ボーナス） 民間従業員の昨年 8 月から本年 7 月までの特別給の支給実績（支給割合）を調査し、職員の年間支給月数と比較する。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.60 月	4.50 月	0.10 月

2 公民の給与較差に基づく給与改定等

（１）改定に当たっての基本的な考え方

月例給について、職員の給与が民間の給与を下回っているため、引上げ改定を行うことが必要である。特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当が民間事業所の支給割合を下回っていることから、引上げを行うことが必要である。

小学校中学校教育職給料表等について、本年 4 月に遡及して実施する改定については、静岡県教育職給料表の改定状況を考慮した改定を行い、令和 7 年 4 月以降の改定については、給料表は行政職給料表の改定状況を基本としつつ、静岡県等との均衡を考慮した改定を行い、諸手当は本市の給与制度に沿った改定を行うことが適当である。

(2) 改定事項

ア 給料表

市内民間事業所の給与水準及び人事院勧告における俸給表の改定の趣旨を踏まえるとともに、令和7年4月からの給与制度のアップデートの基準となる給料表に改定する必要がある。

民間における初任給の動向や人材確保の観点から初任給を引き上げる。若年層が在職する号給に重点を置くとともに、30歳台後半までの職員が在職する号給にも重点を置いた引上げ改定を行う。その他の職員が在職する号給については、改定率を逡減させつつ引上げ改定を行う。

イ 諸手当

(ア) 初任給調整手当：医師及び歯科医師の初任給調整手当の所要の改定

(イ) 期末手当・勤勉手当：支給月数を0.10月分引き上げ、期末手当・勤勉手当に均等に配分
(年間支給月数4.50月→4.60月)

(3) 改定の実施時期

令和6年4月に遡及して実施する。ただし、期末手当・勤勉手当については、条例の公布の日からとする。

(4) その他課題

ア 給与制度の改善に向けた取組

令和4年4月に実施された給料表の見直しにより、もともと同一級であった係長級と主査の級が分離され、職務給の原則に適した給与体系となった。令和13年度まで経過措置を講じていることから、各年齢層における公民較差の動向を引き続き注視していく必要がある。

3 静岡市における給与制度のアップデート

(1) 給与制度のアップデートの背景

人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するため、包括的に給与制度を整備する給与制度のアップデートを勧告した。

地方公務員の給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して均衡の原則が適用されるべきであり、国家公務員の給与制度を基本とすることが合理的であることから、本市においても給与制度のアップデートを実施する必要があると判断した。

(2) 給与制度のアップデートの取組内容

ア 給料表

本年の公民給与の較差に基づき、初任給・若年層の水準を引き上げ、本年4月に遡及して実施するとともに、国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

イ 地域手当

地域手当を8%とすることとし、国の動向を踏まえ段階的に引き上げる必要がある。令和7年度の支給割合は7%と必要がある。引上げに当たっては、本市の公民給与の較差を考慮して、職員給与における給料月額と地域手当の配分を見直して実施していく必要がある。

ウ 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実させることが適当である。令和7年度から8年度にかけて、段階的に配偶者に係る手当を縮小するとともに、子に係る手当額の引上げを行う必要がある。

エ 通勤手当等

a 通勤手当の支給限度額等

b 新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給要件

国の見直しの内容を基本に、本市の実情を踏まえ、見直しを行う必要がある。

オ 管理職員特別勤務手当

国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

カ 特別給（ボーナス）

a 勤勉手当の成績率等

b 特定任期付職員のボーナス制度

国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

キ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

国の見直しの内容を基本に、本市の実情を踏まえ、見直しを行う必要がある。

4 人事・給与制度及びその他の勤務条件

（１）人材の確保と育成

ア 人材の確保

採用試験の実施方法について引き続き検討するとともに、民間企業等職務経験者の受け入れができるよう、まだ対応していない事務職を中心に、採用枠の設置を検討されたい。高校生を中心とする低年次層に公務員という選択肢を意識してもらうための更なる活動の検討や、併せて民間企業等での職務経験者にも採用広報を拡充していくことが求められる。

教育職については、国において、質の高い教師の確保に向け、働き方改革や処遇改善とともに、給与体系の改善に取り組んでいくことから、本市においても、今後の法改正等に合わせて取り組まれない。

イ 人材の育成

複雑化・多様化する市民ニーズに応え、行政サービスの向上を図っていくためには、職員一人一人が必要とされる知識と技能を獲得し、それを向上できる環境を整えることが必要である。

職員がキャリアを通じて「仕事のやりがい」・「組織への貢献」・「自己成長」を実感できる魅力的な環境の整備について、これまで以上に進められたい。

ウ 女性職員の登用

女性が働きやすい職場環境は、男性にとっても生き生きと働くことができる環境であり、ひいては持続可能な行政サービスの提供に資するものであることから、働きやすい職場づくりと合わせて総合的な取組を進め、女性職員の活躍を一層推進されたい。

エ 障がい者の活躍推進

障がい者の活躍推進は、障がいのあるなしにかかわらず、多様な人材が活躍でき、全ての職員が安心して長く働き続けられる職場環境の実現に寄与することを踏まえ、組織が丸となり、取組を着実に進められたい。

(2) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正を進めていくためには、事務事業の効率化は不可欠である。職員一人一人の意識改革はもとより所属長による適切なマネジメントのもと、具体的な変革につなげられるよう邁進されたい。

教育職員の長時間勤務を減らしていくためには、学校における働き方改革の一層の推進や、教職員定数の確保・運営体制の充実を合わせて進めていくことが必要である。学校と教育委員会が両輪となり、家庭や地域の理解と協力を得ながら、市長部局も含めた市全体で取り組むことが重要である。

イ 柔軟な働き方と仕事と生活の調和

育児や介護などの事情を抱える職員を始めとした多様な人材を活かすとともに、有為な人材を確保する観点からも、より柔軟な働き方を実現するための制度の整備は重要であることから、引き続き調査研究を進め、制度の拡充に努められたい。

誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場となるよう、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進と合わせて、総合的に推進されたい。

ウ メンタルヘルス対策の推進

長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に加え、研修の実施や相談体制の確保、次項で取り上げたハラスメント対策など、メンタルヘルス不調の予防・早期発見から再発防止までの組織的な取組を更に進められたい。

エ ハラスメント対策の推進

任命権者においては、引き続き、職員が相談しやすい環境の整備に努めるなど、ハラスメント防止対策が実効性のある対策となるよう取組を進められたい。また、相談があった場合には、相談者の信頼を裏切らないよう、迅速かつ適切な対応に努められたい。

(3) 定年の引上げ

高齢期職員がその知識、経験を活かして活躍できるようにすることで、若手を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えるという定年引上げの趣旨を踏まえ、引き続き定年引上げの適切かつ円滑な運用に努められたい。

(4) 市民からの信頼確保

市職員として、法令を遵守し、職務倫理を保持することや、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することは、公務員として強く求められるところである。任命権者は、法令の遵守・公務員倫理の徹底、事務執行におけるマネジメント機能の確保等の取組を徹底し、市民からの信頼の確保に邁進されたい。

(5) 会計年度任用職員制度の運用

会計年度任用職員の給料・報酬については、最低賃金を下回らないことはもとより、常勤職員や会計年度任用職員相互の権衡を踏まえ、適正な給与体系が維持できるよう留意されたい。

地方自治法の一部改正等の趣旨に留意し、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた改定を実施されたい。

《参考》

【職種別民間給与実態調査の実施状況】

市内の民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の312事業所から116事業所を無作為抽出して実地調査を行った（調査完了98事業所）。

【過去の給与勧告の実施状況】

	月例給	期末・勤勉手当		平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成26年	0.22%	4.10月	0.15月	73千円	1.16%
平成27年	0.03%	4.20月	0.10月	41千円	0.64%
平成28年	勧告なし	4.30月	0.10月	39千円	0.62%
平成29年	勧告なし	4.40月	0.10月	39千円	0.62%
平成30年	0.03%	4.45月	0.05月	21千円	0.34%
令和元年	0.03%	4.50月	0.05月	21千円	0.34%
令和2年	勧告なし	4.45月	△0.05月	△19千円	△0.30%
令和3年	勧告なし	4.30月	△0.15月	△57千円	△0.91%
令和4年	0.06%	4.40月	0.10月	42千円	0.68%
令和5年	1.01%	4.50月	0.10月	100千円	1.63%
令和6年	2.69%	4.60月	0.10月	208千円	3.36%

【勧告どおり給与改定が実施された場合の平均年間給与】

改定前	改定後	差
6,186千円	6,394千円	208千円（3.36%）

【勧告どおり給与改定が実施された場合の影響額（試算）】

約10.3億円（水道、下水道、病院を除く。）

7 むすび

本市職員の給与決定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

本委員会が行った民間企業の給与実態調査によると、初任給を増額した事業所の割合は昨年と比較して大幅に増加し、据置きした事業所の割合は減少していた。また、定期昇給における昇給額が増額となっている事業所の割合については、課長級、係員ともに昨年と比較して増加していた。

このような状況の下、職員と民間企業従業員の給与を比較した結果、前記のとおり、月例給については、職員給与が民間給与を10,110円（2.69%）下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数（4.50月）が民間事業所の特別給の支給割合（4.60月）を0.10月分下回っていることが判明した。

本委員会としては、これらの諸条件を総合的に勘案した結果、職員の給与等について、次のように改定し、また、検討を行う必要があると判断した。

なお、本委員会では、本年の人事院勧告において示された「給与制度のアップデート」について本市における取組内容を示すこととする。

（１）公民の給与較差に基づく給与改定等

ア 改定に当たっての基本的な考え方

職員の給与の改定に当たっては、「1 給与勧告制度の意義」のとおり民間企業従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的である。この観点から本年の職員給与を見ると、月例給について、職員の給与が民間の給与を下回っているため、引上げ改定を行うことが必要である。

また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当が民間事業所の支給割合を下回っていることから、引上げを行うことが必

要である。

なお、小学校中学校教育職給料表、小学校中学校行政職給料表及び小学校中学校医療職給料表については、これまでの改定の経緯を踏まえ、当分の間は、静岡県教育職給料表の改定状況を考慮した改定を行うことが適当としてきたところである。

しかしながら、権限移譲の実施から7年以上が経過しているとともに、本年、国において給与制度のアップデートが示され、本市においても給与制度の見直しが求められる。このことを踏まえると、本年4月に遡及して実施する改定については、静岡県教育職給料表の改定状況を考慮した改定を行い、令和7年4月以降の改定については、給料表は行政職給料表の改定状況を基本としつつ、静岡県等との均衡を考慮した改定を行い、諸手当は本市の給与制度に沿った改定を行うことが適当である。これを前提に、本市の給与制度に沿った制度確立に向けて検討されたい。

また、国においては、教職調整額をはじめとする教師の抜本的な処遇改善が検討されているところである。教員採用選考試験における志願倍率の低下など、教育職員を取り巻く課題は本市においても共通であり、処遇改善の必要性は理解できることから、国の動向を注視し、法改正が行われた際には、遅滞なく対応されたい。

イ 改定事項

(ア) 給料表

行政職給料表については、市内民間事業所の給与水準及び人事院勧告における俸給表の改定の趣旨を踏まえるとともに、令和7年4月からの給与制度のアップデートの基準となる給料表に改定する必要がある。

具体的には、本年4月に遡及改定して支給する給料月額を、

暫定措置として改定後の給料表の月額に1%を上乗せして支給する特例の措置を講ずることとし、この特例の措置を前提に、上乗せ分も含めて公民の給与較差の均衡を考慮した給料表の改定を行う。

給料表の改定に当たっては、民間における初任給の動向や人材確保の観点から初任給を引き上げる。若年層が在職する号給に重点を置くとともに、30歳台後半までの職員が在職する号給にも重点を置いた引上げ改定を行う。その他の職員が在職する号給については、改定率を逡減させつつ引上げ改定を行う。

なお、医療職（2）及び（3）、保育教諭並びに高等学校等教育職の各給料表については、行政職給料表の引上げを基本とした改定を行い、医療職給料表（1）については、上記の特例の措置を除いて、行政職給料表の引上げを基本とした改定を行うことが必要である。

（イ）諸手当

a 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告等を考慮して、所要の改定を行うことが必要である。

b 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間ににおける市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とする必要がある。支給月数の引上げ分は、市内民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すべきである。

令和6年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、7年度以降においては、6月期及び12月期の

期末手当及び勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

ウ 改定の実施時期

給料表の改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

また、諸手当のうち、初任給調整手当については、給料表と同じく本年4月に遡及して実施し、期末手当・勤勉手当については、条例の公布の日からとする。

エ その他課題

(ア) 給与制度の改善に向けた取組

本市においては、令和4年4月に実施された給料表の見直しにより、もともと同一級であった係長級と主査の級が分離され、職務給の原則に適した給与体系となった。

本年の調査においては、おおむね全ての年齢層において、職員給与が民間給与と比較して低くなっている傾向が見受けられた。令和4年度の給料表の見直しについては、激変緩和のため、13年度まで経過措置を講じていることから、各年齢層における公民較差の動向を引き続き注視していく必要がある。

(2) 静岡市における給与制度のアップデート

ア 給与制度のアップデートの背景

本年、人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するため、初任給の大幅引上げ、職務や職責をより重視した俸給体系等の整備、地域手当の大きくくり化、扶養手当の見直しなど、包括的に給与制度を整備

する給与制度のアップデートを勧告した。

地方公務員の給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して均衡の原則が適用されるべきであり、この場合、専門的な知見を有する人事院により設計された国家公務員の給与制度を基本とすることが合理的であることから、本市においても給与制度のアップデートを実施する必要があると判断した。

本年の人事院勧告を踏まえて検討した本市における給与制度のアップデートの取組内容を以下に示す。

イ 給与制度のアップデートの取組内容

(ア) 給料表

国においては、新卒初任給・若年層の俸給月額的大幅な引上げや、係長級から本府省課長補佐級の俸給月額の最低水準の引上げ等を行うこととしている。

本市においても、本年の公民給与の較差に基づき、初任給・若年層の水準を引き上げ、本年４月に遡及して実施するとともに、国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

また、国においては、本府省課室長級の職員を対象とする職務の級について、隣接する級間での俸給月額の重なりを解消し、役割の重さに見合った処遇とするため、俸給水準や号俸構成を抜本的に見直し、職務や職責をより重視した俸給体系とすることとしている。

本市においても、国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

(イ) 地域手当

国においては、地域手当について、級地区分を設定する地域の単位を広域化するとともに、級地区分の段階数を削減することにより大きくくり化を図るとしている。

地域の単位については、都道府県単位とすることを基本とし、都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市は、都道府県の級地区分よりも高い区分となる場合には、別の級地区分を個別に設定することとしている。また、級地区分については、現行の7区分から、4ポイントの等間隔で5区分に再編成されている。

なお、今般の見直しにより支給割合が引き下がる地域について、令和7年度から9年度までの間における地域手当の支給割合は、見直し後の支給割合に達するまでの間、現行の支給割合から1年ごとに1ポイントを減じた支給割合とし、支給割合の引上げについては、改正に要する原資の状況等を踏まえて、段階的に行うこととしている。

このような中、静岡県及び本市の級地区分及び支給割合は、静岡県が5級地の4%とされた一方で、本市は4級地の8%とされた。

このことを踏まえ、本市においては、国の地域手当の級地区分及び支給割合の設定の考え方を基本に、小学校中学校教育職給料表等の適用を受ける教育職員を含め、地域手当を8%とすることとし、国の動向を踏まえ段階的に引き上げる必要がある。令和7年度の支給割合は、国における見直しの段階実施を踏まえ、7%とする必要がある。¹

なお、本市職員の給与水準は、従前から本委員会の給与勧告により、民間の給与水準との均衡が保たれるよう措置されていることから、地域手当の引上げに当たっては、本市の公民給与の較差を考慮して、職員給与における給料月額と地域手当の配分を見直して実施していく必要がある。

¹ 消防の広域化により本市区域外に勤務する職員は4%（令和7年度は2%）とし、医療職給料表（1）については従前どおりとする。

令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和6年10月11日
静岡県人事委員会

○本年の給与勧告のポイント

① 公民較差に基づく本年の給与改定等

- ・民間給与との較差（2.62％）を解消するため、給料月額を引上げ
- ・子に係る扶養手当の月額を1人につき1,000円引上げ
- ・民間の支給割合との均衡を考慮し、ボーナスを引上げ（0.10月分）

② 給与制度のアップデート

- ・給料表及び給与制度の見直し
- ・諸手当の見直し（扶養手当、地域手当、通勤手当、再任用された職員の手当など）

I 給与について

1 公民の較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

調査対象 442 事業所中、369 事業所の約 1 万 9 千人の個人別給与を調査

ア 月例給

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴の同じ者同士を比較

<民間給与との較差>

民間給与	職員給与	較 差
391,494 円	381,506 円	9,988 円 (2.62%)

(注) 行政職

平均年齢 42.4 歳

※公民較差の額（9,988 円）、率（2.62％）ともに、平成4年（9,694 円、2.83％）以来、32 年ぶりの水準

イ 特別給（ボーナス）

民間の支給割合 4.62 月（職員の支給月数 4.50 月）

(2) 改定の内容

ア 月例給

(7) 給料表

a 行政職給料表

人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定。若年層に特に重点を置き、全ての級・号給の給料月額を引上げ改定

大卒程度試験に係る初任給を 23,200 円、高卒程度試験に係る初任給を 23,600 円引上げ【給与制度のアップデートの先行実施】

b その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

(4) 医師・歯科医師に対する初任給調整手当

医療職給料表(1)の改定を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、引上げ改定

(ウ) 扶養手当

子育てをしている職員を支援するため、子に係る扶養手当の月額を1人につき12,000 円に引上げ【給与制度のアップデートの先行実施】

(I) 寒冷地手当

民間における同種手当の支給額を踏まえた国の改定を考慮して、寒冷地手当の額を引上げ、支給公署等を見直し

イ 特別給（ボーナス）

民間の支給状況等を踏まえ、年間 4.50 月から 4.60 月に引上げ、期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等に配分

＜一般職員の場合の支給月数＞

		6 月期	12 月期	年 間
令和 6 年度	期末手当	1.225 月（支給済み）	1.275 月（現行 1.225 月）	4.60 月
	勤勉手当	1.025 月（支給済み）	1.075 月（現行 1.025 月）	
7 年度 以降	期末手当	1.25 月	1.25 月	4.60 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月	

[実施時期]

- ・月例給（給料表等）：令和 6 年 4 月 1 日
（寒冷地手当の支給公署等は令和 7 年 4 月 1 日）
- ・特別給（ボーナス）：令和 6 年 12 月 1 日

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

(1) 給与制度のアップデートの必要性

本県においても、給与制度の連続性・安定性が確保できること、人材の確保等は国と共通の課題であること等から、国の制度を基本としつつ、地域の民間給与の水準を反映したものとなるよう、公民給与の較差など本県の実情を考慮しながら、給与制度のアップデートを実施していくことが必要である。

(2) 見直しの内容・実施時期等

ア 給料表及び給与制度の見直し…若年層は採用等における給与面での競争力を高め、行政職 8 級相当以上は職務職責をより重視した給与体系とするため改定

(ア) 行政職給料表

- ・1 級及び 2 級：新卒初任給や若年層の給料月額を大幅に引上げ
- ・3 級から 7 級：各級の初号近辺の号給をカットし給料月額の最低水準を引上げ
- ・8 級から 10 級：各級の初号の給料月額を引き上げつつ、隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消

成績優秀者は昇給によりさらに給与上昇する仕組みへ見直し

(イ) 行政職給料表以外：行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 扶養手当の見直し…税制及び社会保障制度の見直しなど社会状況の変化に対応するとともに子育て支援を充実させるため改定

配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る扶養手当の月額を 1 人につき 14,000 円に引上げ（段階的に実施）

ウ 地域手当の見直し…民間賃金の状況を職員の給与水準に反映させるため、国の地域区分等に見直しに準じて引き上げるとともに、給料月額に乗じる一定の率を引下げ

- ・支給割合の改定 静岡県内一律 3.7% → 4.15%
- ・給料表の給料月額に乗じる一定の率 1.89% → 1.43%

エ 通勤手当…長距離通勤する職員の経済的負担の軽減等を考慮して改定

- ・支給限度額を月額 150,000 円に引上げ
- ・新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直し（通勤時間の 30 分短縮要件を廃止）

オ 単身赴任手当の見直し

採用に伴い単身赴任となった職員についても手当を支給するよう、国の改定を考慮して見直し

カ 管理職員特別勤務手当の見直し

手当の支給対象時間帯の拡大等について、国の改定を考慮して見直し

キ 勤勉手当の見直し

勤勉手当の成績率の上限を国の改定を考慮して引上げ

ク 特定任期付職員のボーナス制度の見直し

国の改定を考慮して、期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止

ケ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

国に準じて、異動の円滑化に資する手当として、地域手当（異動保障）、住居手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む）及び寒冷地手当を支給

[実施時期]

令和 7 年 4 月 1 日

3 その他の課題

(1) 教育職員の給与

国において、教職調整額の支給を定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の見直し等が検討されており、本県においても、教育職員の適切な処遇を図る必要があることから、引き続き国の動向等を注視し、必要な検討を行っていく。

4 会計年度任用職員の給与改定等

常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることが適当

II 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

本委員会は、任命権者と連携し、多様で有意な人材を確保するとともに、職員がその能力を発揮できる環境を整えるため、試験の改善等に加え、ワーク・ライフ・バランスの実現や職員の心身の健康の保持・増進など、勤務環境を向上させていくことにより、働きやすく、魅力ある職場環境の醸成を進めていく。

1 人材の確保

人材の確保が厳しさを増している中、本委員会は就業希望者の目線に立った取組を進めてきた。今後も受験機会の拡大といった試験改善や職員が就業希望者に直接対話することによる広報活動の充実等を進めていく。このほか、早期化している大学生の就職活動スケジュールに合わせた広報時期の見直しやインターンシップの取扱いに係る国の動向への対応など、採用活動に関わる状況変化に適切に対処していく。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(1) 過度な時間外労働の是正

令和5年度に、時間外勤務時間の上限の特例である月100時間等を超えた職員は605人で、4年度より増加した。時間外勤務を縮減するため、任命権者には、業務の効率化やデジタル化、優良な改善事例の横展開、業務量に応じた柔軟な人員配置や人員の確保などの対策を講ずることを求める。管理監督職には、業務分担の平準化など適切なマネジメントを行うことを求める。

(2) 教職員の多忙化の解消

県立学校において、時間外在校等時間の上限の特例である月100時間等を超えた教育職員の割合は21.5%、小学校・中学校において、上限の原則である月45時間を超えた教育職員の割合は小学校29.2%、中学校45.4%であった。時間外在校等時間を縮減するため、県教育委員会は、各学校で共通する業務の効率化・デジタル化、優良事例の横展開、業務分担の平準化の徹底などを図るとともに、長時間にわたる部活動指導などの時間外在校等時間の要因等に応じた対策を講ずる必要がある。また、校長等の管理職員がマネジメント力を最大限発揮できるような環境を整えることが必要である。

(3) 子育て支援及び介護支援等の充実

任命権者には、子育て・介護等を行う職員に対する支援体制の充実、管理職に対する制度の周知徹底や理解促進を図ることを求める。また、引き続き、男性職員の育児休業等の取得率を高める取組を進める必要がある。管理職には、制度を利用しやすい職場づくりに努めることを求める。

(4) 多様な働き方の実現

任命権者には、多様な働き方を可能とする制度の活用・拡充を進めることを求める。引き続き、フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度などの多様な働き方の導入について、検討を進めるとともに、勤務時間の把握や管理が正確かつ簡便にできるよう、業務の効率化やシステム化を進める必要がある。

3 職員の心身の健康の保持・増進

(1) 心の健康づくりの推進

精神疾患による長期療養者は7年連続で増加し深刻な状況が続いている。任命権者及び管理職には、高ストレス者に対する面談等の早期対応や職場環境の改善等に取り組むことを求める。加えて、長期療養者に対して、療養中のケアや職場復帰支援等を行うことを求める。

(2) ハラスメント防止対策の推進

パワー・ハラスメントの相談件数は4年連続で増加している。任命権者及び管理職には、各種ハラスメントの根絶に取り組むことを求める。加えて、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）への社会的関心が高まっており、行政サービスの利用者等からの過度な言動や要求に対しては、職員を守る観点から、組織として対応していく必要がある。

4 障害者雇用等に関する取組

知事部局及び県教育委員会には、法定雇用率を速やかに達成させることを求める。また、任命権者には、障害のある職員への支援や所属職員に対する研修の充実等により、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

5 公務に対する信頼の確保

職員の懲戒処分事案が相次いで発生している。任命権者及び管理職には、職員に対して、コンプライアンスの徹底等を図り、県政に対する県民の信頼を確保することを求める。

H29年度

静岡県 (H29.3)

静岡市

給料月額
↑
↓

地域手当 3.7%	地域手当 3.7%
給料月額の特例 1.89%	経過措置 (1年限定)
給料表の額	給料表の額

H30年度～R6年度

静岡県

静岡市



地域手当 3.7%	地域手当 3.7%
給料月額の特例 1.89%	給料月額の特例 1.89%
給料表の額	給料表の額



令和7年度

静岡県

静岡市 (案)

地域手当 4.15%	地域手当 7%
給料月額の特例 1.43%	
給料表の額	給料表の額

権限移譲前後で給与に差が生じ
市の給与制度 ないよう現給保障

・ 県教職員の給与の水準と均衡を保つ
・ 県給与制度に揃え、市独自の給与制度の構築には至らず

・ 市独自の給与制度に移行

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 1 月 9 日提出

静岡市長 難 波 喬 司
（教育委員会事務局教育局教職員課）

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和 6 年 9 月 2 4 日付静岡市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、給与改定を行うことに伴い、高等学校の教育職員等の給与に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の趣旨・理由

令和6年9月24日付け静岡市人事委員会勧告に基づき、給料表及び諸手当の改定に係る改正を行うものである。

なお、当該勧告では、地域手当及び扶養手当等諸手当に係る引き上げを求めているところ、本条例第14条において読み替えて準用する静岡市教育職員の給与に関する条例第14条において準用する静岡市職員の給与に関する条例の一部改正（令和6年11月議会に上程）により改正されることから、本条例による改正は不要である。

3 制定改廃の概要

- （1）給料月額の特例を廃止する。（附則第17項関係）
- （2）高等学校等教育職給料表を改定する。（別表第1関係）
- （3）一部改正条例の施行に伴い必要な規定を追加することとした（附則第2項から第5項関係）。

4 施行期日

令和6年4月1日

5 関係法令、条例等

- （1）静岡市職員の給与に関する条例
- （2）静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例

議案第 号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

附則第17項を削る。

別表第1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員		円	円	円	円
	1	186,400	229,300	375,700	446,900
	2	187,800	231,200	376,800	448,900
	3	189,300	233,100	378,200	451,000
	4	190,800	235,000	379,800	453,000
	5	191,800	236,300	380,900	454,800
	6	194,000	238,300	382,500	456,600
	7	195,900	240,200	384,100	458,500
	8	197,900	242,100	385,500	460,500
	9	199,900	243,900	386,800	462,300
	10	202,000	245,800	388,300	464,100
	11	204,200	247,700	389,800	465,700

12	206, 000	249, 700	391, 300	467, 500
13	208, 000	251, 400	392, 300	469, 100
14	210, 200	253, 300	393, 900	470, 700
15	212, 700	255, 100	395, 300	472, 200
16	214, 900	256, 900	396, 800	473, 800
17	217, 100	258, 500	397, 900	474, 800
18	219, 700	261, 400	399, 400	475, 500
19	222, 600	264, 300	401, 000	476, 300
20	224, 500	267, 100	402, 400	477, 100
21	226, 100	269, 500	403, 700	477, 900
22	227, 100	272, 500	405, 200	478, 700
23	228, 000	275, 400	406, 600	479, 500
24	228, 800	278, 400	408, 000	480, 300
25	229, 500	281, 000	409, 000	480, 900
26	230, 500	284, 000	410, 500	481, 700
27	231, 300	287, 000	412, 000	482, 500
28	232, 400	290, 000	413, 500	483, 300
29	233, 100	292, 600	414, 400	484, 100
30	235, 000	294, 400	415, 700	484, 900
31	236, 700	296, 700	417, 100	485, 600
32	238, 500	299, 100	418, 500	486, 300
33	240, 100	301, 500	419, 400	487, 200
34	241, 700	303, 700	421, 000	487, 900
35	243, 300	305, 800	422, 600	488, 700
36	244, 800	307, 800	424, 200	489, 500
37	246, 100	309, 800	425, 200	490, 300
38	247, 700	311, 800	426, 700	
39	249, 200	313, 800	428, 200	
40	250, 700	315, 700	429, 800	
41	252, 200	317, 700	430, 500	

42	253, 600	319, 700	432, 000
43	255, 000	321, 500	433, 500
44	256, 200	323, 300	435, 000
45	257, 500	325, 100	435, 600
46	258, 800	326, 800	437, 200
47	259, 900	328, 600	438, 800
48	261, 000	330, 400	440, 400
49	262, 100	332, 200	441, 000
50	263, 200	334, 000	442, 600
51	264, 300	335, 700	444, 200
52	265, 300	337, 500	445, 700
53	266, 400	339, 300	446, 600
54	267, 500	341, 100	447, 900
55	268, 600	342, 900	449, 100
56	269, 700	344, 700	450, 400
57	270, 800	346, 400	451, 200
58	271, 900	348, 200	451, 900
59	273, 000	350, 000	452, 600
60	274, 100	351, 800	453, 300
61	275, 200	353, 600	453, 500
62	276, 200	355, 300	454, 200
63	277, 300	357, 200	454, 900
64	278, 400	358, 800	455, 500
65	279, 500	360, 400	455, 800
66	280, 600	362, 000	456, 500
67	281, 700	363, 600	457, 200
68	282, 800	365, 200	457, 900
69	283, 900	366, 700	458, 400
70	285, 000	368, 300	
71	286, 000	369, 900	

72	287, 100	371, 500
73	288, 200	373, 100
74	289, 300	374, 700
75	290, 400	376, 300
76	291, 500	378, 000
77	292, 500	379, 600
78	293, 500	381, 300
79	294, 500	383, 000
80	295, 400	384, 500
81	296, 400	385, 800
82	297, 400	387, 200
83	298, 400	388, 600
84	299, 400	390, 000
85	300, 400	391, 200
86	301, 400	392, 600
87	302, 400	394, 000
88	303, 400	395, 300
89	304, 400	396, 200
90	305, 300	397, 500
91	306, 300	398, 900
92	307, 300	400, 200
93	308, 300	401, 000
94	309, 300	401, 900
95	310, 300	403, 000
96	311, 300	404, 100
97	312, 300	405, 100
98	313, 300	406, 000
99	314, 100	406, 900
100	314, 800	407, 800
101	315, 600	408, 300

102	316, 700	409, 100
103	317, 800	410, 000
104	319, 000	410, 800
105	319, 600	411, 500
106	320, 600	412, 200
107	321, 500	413, 000
108	322, 500	413, 800
109	323, 000	414, 400
110	323, 800	415, 000
111	324, 500	415, 700
112	325, 200	416, 500
113	325, 500	417, 000
114	326, 000	417, 800
115	326, 400	418, 500
116	326, 800	419, 100
117	326, 900	419, 400
118	327, 500	419, 900
119	328, 000	420, 300
120	328, 500	420, 600
121	328, 600	420, 900
122	329, 100	421, 200
123	329, 500	421, 500
124	329, 900	421, 700
125	330, 000	421, 900
126	330, 400	422, 100
127	330, 700	422, 300
128	331, 000	422, 500
129	331, 100	422, 700
130	331, 300	422, 900
131	331, 400	423, 100

	132	331, 600	423, 300		
	133	331, 700	423, 500		
	134	331, 900	423, 700		
	135	332, 100	423, 900		
	136	332, 300	424, 100		
	137	332, 500	424, 300		
	138	332, 700	424, 500		
	139	332, 800	424, 700		
	140	333, 000	424, 900		
	141	333, 100	425, 100		
	142	333, 300	425, 300		
	143	333, 500	425, 400		
	144	333, 700	425, 600		
	145	333, 800	425, 800		
	146	333, 900	426, 000		
	147	334, 100	426, 200		
	148	334, 300	426, 400		
	149	334, 400	426, 600		
	150	334, 800	426, 800		
	151	335, 100	427, 000		
	152	335, 300	427, 200		
	153	335, 400	427, 400		
	154	335, 600			
	155	335, 800			
	156	336, 000			
	157	336, 300			
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235, 600円	275, 600円	331, 100円	415, 500円

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 この条例の施行日の前日において改正前の静岡市教育職員の給与に関する条例(以下「改正前給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第1に定める号給とする。
(施行日前の異動者の号給の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(委任)
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表第1

高等学校等教育職給料表適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	2	2	1	1
3	3	3	1	1
4	4	4	1	1
5	5	5	1	1
6	6	6	1	1
7	7	7	1	1
8	8	8	1	1
9	9	9	1	1

10	10	10	1	1
11	11	11	1	1
12	12	12	1	1
13	13	13	1	1
14	14	14	1	1
15	15	15	1	1
16	16	16	1	1
17	17	17	1	1
18	18	18	2	2
19	19	19	3	3
20	20	20	4	4
21	21	21	5	5
22	22	22	6	6
23	23	23	7	7
24	24	24	8	8
25	25	25	9	9
26	26	26	10	10
27	27	27	11	11
28	28	28	12	12
29	29	29	13	13
30	30	30	14	14
31	31	31	15	15
32	32	32	16	16
33	33	33	17	17
34	34	34	18	18
35	35	35	19	19
36	36	36	20	20
37	37	37	21	21
38	38	38	22	22
39	39	39	23	23

40	40	40	24	24
41	41	41	25	25
42	42	42	26	26
43	43	43	27	27
44	44	44	28	28
45	45	45	29	29
46	46	46	30	30
47	47	47	31	31
48	48	48	32	32
49	49	49	33	33
50	50	50	34	34
51	51	51	35	35
52	52	52	36	36
53	53	53	37	37
54	54	54	38	
55	55	55	39	
56	56	56	40	
57	57	57	41	
58	58	58	42	
59	59	59	43	
60	60	60	44	
61	61	61	45	
62	62	62	46	
63	63	63	47	
64	64	64	48	
65	65	65	49	
66	66	66	50	
67	67	67	51	
68	68	68	52	
69	69	69	53	

70	70	70	54	
71	71	71	55	
72	72	72	56	
73	73	73	57	
74	74	74	58	
75	75	75	59	
76	76	76	60	
77	77	77	61	
78	78	78	62	
79	79	79	63	
80	80	80	64	
81	81	81	65	
82	82	82	66	
83	83	83	67	
84	84	84	68	
85	85	85	69	
86	86	86		
87	87	87		
88	88	88		
89	89	89		
90	90	90		
91	91	91		
92	92	92		
93	93	93		
94	94	94		
95	95	95		
96	96	96		
97	97	97		
98	98	98		
99	99	99		

100	100	100		
101	101	101		
102	102	102		
103	103	103		
104	104	104		
105	105	105		
106	106	106		
107	107	107		
108	108	108		
109	109	109		
110	110	110		
111	111	111		
112	112	112		
113	113	113		
114	114	114		
115	115	115		
116	116	116		
117	117	117		
118	118	118		
119	119	119		
120	120	120		
121	121	121		
122	122	122		
123	123	123		
124	124	124		
125	125	125		
126	126	126		
127	127	127		
128	128	128		
129	129	129		

130	130	130		
131	131	131		
132	132	132		
133	133	133		
134	134	134		
135	135	135		
136	136	136		
137	137	137		
138	138	138		
139	139	139		
140	140	140		
141	141	141		
142	142	142		
143	143	143		
144	144	144		
145	145	145		
146	146	146		
147	147	147		
148	148	148		
149	149	149		
150	150	150		
151	151	151		
152	152	152		
153	153	153		
154	154			
155	155			
156	156			
157	157			

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市教育職員の給与に関する条例 <u>（新設）</u>	○静岡市教育職員の給与に関する条例 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 （号給の切替え） 2 施行日の前日において改正前の静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第1に定める号給とする。 （施行日前の異動者の号給の調整） 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （職員が受けていた号給等の基礎） 4 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。 （委任） 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。 （静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

別表第 1（第 5 条関係）
高等学校等教育職給料表
【別記 2 参照】

附則別表第 1

高等学校等教育職給料表適用を受ける職員の号給の切替表
【別記 1 参照】

別表第 1（第 5 条関係）
高等学校等教育職給料表
【別記 2 参照】

【別記1】

旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	2	2	1	1
3	3	3	1	1
4	4	4	1	1
5	5	5	1	1
6	6	6	1	1
7	7	7	1	1
8	8	8	1	1
9	9	9	1	1
10	10	10	1	1
11	11	11	1	1
12	12	12	1	1
13	13	13	1	1
14	14	14	1	1
15	15	15	1	1
16	16	16	1	1
17	17	17	1	1

18	18	18	2	2
19	19	19	3	3
20	20	20	4	4
21	21	21	5	5
22	22	22	6	6
23	23	23	7	7
24	24	24	8	8
25	25	25	9	9
26	26	26	10	10
27	27	27	11	11
28	28	28	12	12
29	29	29	13	13
30	30	30	14	14
31	31	31	15	15
32	32	32	16	16
33	33	33	17	17
34	34	34	18	18
35	35	35	19	19

36	36	36	20	20
37	37	37	21	21
38	38	38	22	22
39	39	39	23	23
40	40	40	24	24
41	41	41	25	25
42	42	42	26	26
43	43	43	27	27
44	44	44	28	28
45	45	45	29	29
46	46	46	30	30
47	47	47	31	31
48	48	48	32	32
49	49	49	33	33
50	50	50	34	34
51	51	51	35	35
52	52	52	36	36
53	53	53	37	37

54	54	54	38	
55	55	55	39	
56	56	56	40	
57	57	57	41	
58	58	58	42	
59	59	59	43	
60	60	60	44	
61	61	61	45	
62	62	62	46	
63	63	63	47	
64	64	64	48	
65	65	65	49	
66	66	66	50	
67	67	67	51	
68	68	68	52	
69	69	69	53	
70	70	70	54	
71	71	71	55	

72	72	72	56	
73	73	73	57	
74	74	74	58	
75	75	75	59	
76	76	76	60	
77	77	77	61	
78	78	78	62	
79	79	79	63	
80	80	80	64	
81	81	81	65	
82	82	82	66	
83	83	83	67	
84	84	84	68	
85	85	85	69	
86	86	86		
87	87	87		
88	88	88		
89	89	89		

90	90	90		
91	91	91		
92	92	92		
93	93	93		
94	94	94		
95	95	95		
96	96	96		
97	97	97		
98	98	98		
99	99	99		
100	100	100		
101	101	101		
102	102	102		
103	103	103		
104	104	104		
105	105	105		
106	106	106		
107	107	107		

108	108	108		
109	109	109		
110	110	110		
111	111	111		
112	112	112		
113	113	113		
114	114	114		
115	115	115		
116	116	116		
117	117	117		
118	118	118		
119	119	119		
120	120	120		
121	121	121		
122	122	122		
123	123	123		
124	124	124		
125	125	125		

126	126	126		
127	127	127		
128	128	128		
129	129	129		
130	130	130		
131	131	131		
132	132	132		
133	133	133		
134	134	134		
135	135	135		
136	136	136		
137	137	137		
138	138	138		
139	139	139		
140	140	140		
141	141	141		
142	142	142		
143	143	143		

144	144	144		
145	145	145		
146	146	146		
147	147	147		
148	148	148		
149	149	149		
150	150	150		
151	151	151		
152	152	152		
153	153	153		
154	154			
155	155			
156	156			
157	157			

【別記 2】

現行

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円
1		186, 200	229, 100	349, 700	418, 000
2		187, 600	231, 000	351, 600	419, 900
3		189, 100	232, 900	353, 400	421, 900
4		190, 600	234, 800	355, 100	423, 800
5		191, 600	236, 100	356, 900	425, 200
6		193, 800	238, 100	358, 700	427, 000
7		195, 700	240, 000	360, 700	428, 900
8		197, 700	241, 900	362, 700	430, 700
9		199, 700	243, 700	363, 900	432, 300
10		201, 800	245, 600	365, 600	434, 200
11		204, 000	247, 500	367, 200	436, 000
12		205, 800	249, 500	368, 900	438, 000
13		207, 800	251, 200	370, 400	439, 500
14		210, 000	253, 100	371, 800	441, 500
15		212, 500	254, 900	373, 100	443, 300
16		214, 700	256, 700	374, 300	445, 100
17		216, 900	258, 300	375, 400	446, 600
18		219, 500	261, 200	376, 500	448, 600
19		222, 400	264, 100	377, 900	450, 700

20	224, 300	266, 900	379, 500	452, 700
21	225, 900	269, 300	380, 600	454, 500
22	226, 900	272, 300	382, 200	456, 300
23	227, 800	275, 200	383, 800	458, 200
24	228, 600	278, 200	385, 200	460, 200
25	229, 300	280, 800	386, 500	462, 000
26	230, 300	283, 800	388, 000	463, 800
27	231, 100	286, 800	389, 500	465, 400
28	232, 200	289, 800	391, 000	467, 200
29	232, 900	292, 400	392, 000	468, 800
30	234, 800	294, 200	393, 600	470, 400
31	236, 500	296, 500	395, 000	471, 900
32	238, 300	298, 900	396, 500	473, 500
33	239, 900	301, 300	397, 600	474, 500
34	241, 500	303, 500	399, 100	475, 200
35	243, 100	305, 600	400, 700	476, 000
36	244, 600	307, 600	402, 100	476, 800
37	245, 900	309, 600	403, 400	477, 600
38	247, 500	311, 600	404, 900	478, 400
39	249, 000	313, 600	406, 300	479, 200

40	250, 500	315, 500	407, 700	480, 000
41	252, 000	317, 500	408, 700	480, 600
42	253, 400	319, 500	410, 200	481, 400
43	254, 800	321, 300	411, 700	482, 200
44	256, 000	323, 100	413, 200	483, 000
45	257, 300	324, 900	414, 100	483, 800
46	258, 600	326, 600	415, 400	484, 600
47	259, 700	328, 400	416, 800	485, 300
48	260, 800	330, 200	418, 200	486, 000
49	261, 900	332, 000	419, 100	486, 900
50	263, 000	333, 800	420, 700	487, 600
51	264, 100	335, 500	422, 300	488, 400
52	265, 100	337, 300	423, 900	489, 200
53	266, 200	339, 100	424, 900	490, 000
54	267, 300	340, 900	426, 400	
55	268, 400	342, 700	427, 900	
56	269, 500	344, 500	429, 500	
57	270, 600	346, 200	430, 200	
58	271, 700	348, 000	431, 700	
59	272, 800	349, 800	433, 200	

60	273, 900	351, 600	434, 700
61	275, 000	353, 400	435, 300
62	276, 000	355, 100	436, 900
63	277, 100	356, 900	438, 500
64	278, 200	358, 500	440, 100
65	279, 300	360, 100	440, 700
66	280, 400	361, 700	442, 300
67	281, 500	363, 300	443, 900
68	282, 600	364, 900	445, 400
69	283, 700	366, 400	446, 300
70	284, 800	368, 000	447, 600
71	285, 800	369, 600	448, 800
72	286, 900	371, 200	450, 100
73	288, 000	372, 800	450, 900
74	289, 100	374, 400	451, 600
75	290, 200	376, 000	452, 300
76	291, 300	377, 700	453, 000
77	292, 300	379, 300	453, 200
78	293, 300	381, 000	453, 900
79	294, 300	382, 700	454, 600

80	295, 200	384, 200	455, 200
81	296, 200	385, 500	455, 500
82	297, 200	386, 900	456, 200
83	298, 200	388, 300	456, 900
84	299, 200	389, 700	457, 600
85	300, 200	390, 900	458, 100
86	301, 200	392, 300	
87	302, 200	393, 700	
88	303, 200	395, 000	
89	304, 200	395, 900	
90	305, 100	397, 200	
91	306, 100	398, 600	
92	307, 100	399, 900	
93	308, 100	400, 700	
94	309, 100	401, 600	
95	310, 100	402, 700	
96	311, 100	403, 800	
97	312, 100	404, 800	
98	313, 100	405, 700	
99	313, 900	406, 600	

	100	314, 600	407, 500	
	101	315, 400	408, 000	
	102	316, 500	408, 800	
	103	317, 600	409, 700	
	104	318, 800	410, 500	
	105	319, 400	411, 200	
	106	320, 400	411, 900	
	107	321, 300	412, 700	
	108	322, 300	413, 500	
	109	322, 800	414, 100	
	110	323, 600	414, 700	
	111	324, 300	415, 400	
	112	325, 000	416, 200	
	113	325, 300	416, 700	
	114	325, 800	417, 500	
	115	326, 200	418, 200	
	116	326, 600	418, 800	
	117	326, 700	419, 100	
	118	327, 300	419, 600	
	119	327, 800	420, 000	

	120	328, 300	420, 300	
	121	328, 400	420, 600	
	122	328, 900	420, 900	
	123	329, 300	421, 200	
	124	329, 700	421, 400	
	125	329, 800	421, 600	
	126	330, 200	421, 800	
	127	330, 500	422, 000	
	128	330, 800	422, 200	
	129	330, 900	422, 400	
	130	331, 100	422, 600	
	131	331, 200	422, 800	
	132	331, 400	423, 000	
	133	331, 500	423, 200	
	134	331, 700	423, 400	
	135	331, 900	423, 600	
	136	332, 100	423, 800	
	137	332, 300	424, 000	
	138	332, 500	424, 200	
	139	332, 600	424, 400	

	140	332, 800	424, 600		
	141	332, 900	424, 800		
	142	333, 100	425, 000		
	143	333, 300	425, 100		
	144	333, 500	425, 300		
	145	333, 600	425, 500		
	146	333, 700	425, 700		
	147	333, 900	425, 900		
	148	334, 100	426, 100		
	149	334, 200	426, 300		
	150	334, 600	426, 500		
	151	334, 900	426, 700		
	152	335, 100	426, 900		
	153	335, 200	427, 100		
	154	335, 400			
	155	335, 600			
	156	335, 800			
	157	336, 100			
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
勤務職員		235, 400円	275, 400円	330, 900円	415, 200円

改正後（案）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	186, 400	229, 300	375, 700	446, 900
	2	187, 800	231, 200	376, 800	448, 900
	3	189, 300	233, 100	378, 200	451, 000
	4	190, 800	235, 000	379, 800	453, 000
	5	191, 800	236, 300	380, 900	454, 800
	6	194, 000	238, 300	382, 500	456, 600
	7	195, 900	240, 200	384, 100	458, 500
	8	197, 900	242, 100	385, 500	460, 500
	9	199, 900	243, 900	386, 800	462, 300
	10	202, 000	245, 800	388, 300	464, 100
	11	204, 200	247, 700	389, 800	465, 700
	12	206, 000	249, 700	391, 300	467, 500
	13	208, 000	251, 400	392, 300	469, 100
	14	210, 200	253, 300	393, 900	470, 700
	15	212, 700	255, 100	395, 300	472, 200

16	214, 900	256, 900	396, 800	473, 800
17	217, 100	258, 500	397, 900	474, 800
18	219, 700	261, 400	399, 400	475, 500
19	222, 600	264, 300	401, 000	476, 300
20	224, 500	267, 100	402, 400	477, 100
21	226, 100	269, 500	403, 700	477, 900
22	227, 100	272, 500	405, 200	478, 700
23	228, 000	275, 400	406, 600	479, 500
24	228, 800	278, 400	408, 000	480, 300
25	229, 500	281, 000	409, 000	480, 900
26	230, 500	284, 000	410, 500	481, 700
27	231, 300	287, 000	412, 000	482, 500
28	232, 400	290, 000	413, 500	483, 300
29	233, 100	292, 600	414, 400	484, 100
30	235, 000	294, 400	415, 700	484, 900
31	236, 700	296, 700	417, 100	485, 600
32	238, 500	299, 100	418, 500	486, 300
33	240, 100	301, 500	419, 400	487, 200
34	241, 700	303, 700	421, 000	487, 900
35	243, 300	305, 800	422, 600	488, 700

36	244, 800	307, 800	424, 200	489, 500
37	246, 100	309, 800	425, 200	490, 300
38	247, 700	311, 800	426, 700	
39	249, 200	313, 800	428, 200	
40	250, 700	315, 700	429, 800	
41	252, 200	317, 700	430, 500	
42	253, 600	319, 700	432, 000	
43	255, 000	321, 500	433, 500	
44	256, 200	323, 300	435, 000	
45	257, 500	325, 100	435, 600	
46	258, 800	326, 800	437, 200	
47	259, 900	328, 600	438, 800	
48	261, 000	330, 400	440, 400	
49	262, 100	332, 200	441, 000	
50	263, 200	334, 000	442, 600	
51	264, 300	335, 700	444, 200	
52	265, 300	337, 500	445, 700	
53	266, 400	339, 300	446, 600	
54	267, 500	341, 100	447, 900	
55	268, 600	342, 900	449, 100	

56	269, 700	344, 700	450, 400
57	270, 800	346, 400	451, 200
58	271, 900	348, 200	451, 900
59	273, 000	350, 000	452, 600
60	274, 100	351, 800	453, 300
61	275, 200	353, 600	453, 500
62	276, 200	355, 300	454, 200
63	277, 300	357, 200	454, 900
64	278, 400	358, 800	455, 500
65	279, 500	360, 400	455, 800
66	280, 600	362, 000	456, 500
67	281, 700	363, 600	457, 200
68	282, 800	365, 200	457, 900
69	283, 900	366, 700	458, 400
70	285, 000	368, 300	
71	286, 000	369, 900	
72	287, 100	371, 500	
73	288, 200	373, 100	
74	289, 300	374, 700	
75	290, 400	376, 300	

76	291, 500	378, 000
77	292, 500	379, 600
78	293, 500	381, 300
79	294, 500	383, 000
80	295, 400	384, 500
81	296, 400	385, 800
82	297, 400	387, 200
83	298, 400	388, 600
84	299, 400	390, 000
85	300, 400	391, 200
86	301, 400	392, 600
87	302, 400	394, 000
88	303, 400	395, 300
89	304, 400	396, 200
90	305, 300	397, 500
91	306, 300	398, 900
92	307, 300	400, 200
93	308, 300	401, 000
94	309, 300	401, 900
95	310, 300	403, 000

	96	311, 300	404, 100	
	97	312, 300	405, 100	
	98	313, 300	406, 000	
	99	314, 100	406, 900	
	100	314, 800	407, 800	
	101	315, 600	408, 300	
	102	316, 700	409, 100	
	103	317, 800	410, 000	
	104	319, 000	410, 800	
	105	319, 600	411, 500	
	106	320, 600	412, 200	
	107	321, 500	413, 000	
	108	322, 500	413, 800	
	109	323, 000	414, 400	
	110	323, 800	415, 000	
	111	324, 500	415, 700	
	112	325, 200	416, 500	
	113	325, 500	417, 000	
	114	326, 000	417, 800	
	115	326, 400	418, 500	

116	326, 800	419, 100
117	326, 900	419, 400
118	327, 500	419, 900
119	328, 000	420, 300
120	328, 500	420, 600
121	328, 600	420, 900
122	329, 100	421, 200
123	329, 500	421, 500
124	329, 900	421, 700
125	330, 000	421, 900
126	330, 400	422, 100
127	330, 700	422, 300
128	331, 000	422, 500
129	331, 100	422, 700
130	331, 300	422, 900
131	331, 400	423, 100
132	331, 600	423, 300
133	331, 700	423, 500
134	331, 900	423, 700
135	332, 100	423, 900

136	332, 300	424, 100
137	332, 500	424, 300
138	332, 700	424, 500
139	332, 800	424, 700
140	333, 000	424, 900
141	333, 100	425, 100
142	333, 300	425, 300
143	333, 500	425, 400
144	333, 700	425, 600
145	333, 800	425, 800
146	333, 900	426, 000
147	334, 100	426, 200
148	334, 300	426, 400
149	334, 400	426, 600
150	334, 800	426, 800
151	335, 100	427, 000
152	335, 300	427, 200
153	335, 400	427, 400
154	335, 600	
155	335, 800	

	156	336, 000			
	157	336, 300			
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
勤務職員		235, 600円	275, 600円	331, 100円	415, 500円